

山梨県公報

号外第四十一号

平成十三年

七月三十一日

火 曜 日

目 次

規則	平成十二年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則の一部を改正する規則	……………
	平成十二年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則の一部を改正する規則	……………
	平成十二年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則の一部を改正する規則	……………

規 則

山梨県規則第七十八号

平成十二年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年七月三十一日

山梨県知事 天 野 建

平成十二年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則の一部を改正する規則

平成十二年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則(平成四年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十三年度市町村分に係る地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する規則

第一条中「。以下「省令」といふ。」を削り、「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。

第二条を削る。

第三条算式中「1.9871」を「1.9874」に、「0.998871687」を「0.998539897」に改め、同条算式の符号A中「平成11年3月1日から平成12年2月29日まで」を「平成12年3月1日から平成13年2月28日まで」に改め、同条算式の符号B中「0.9933」を「0.9888」に、「1.0036」を

「1.0025」に改め、同条算式の符号Bのb中「平成9年3月1日から平成10年2月28日まで」を「平成10年3月1日から平成11年2月28日まで」に改め、同条を第一条とする。

第四条算式中「0.999792386」を「1.000426430」に改め、同条算式の符号A中「平成11年2月」を「平成12年2月」に改め、同条算式の符号B中「0.929」を「0.946」に、「1.011」を「1.021」に改め、同条算式の符号Bのb中「平成9年2月」を「平成10年2月」に改め、同条を第三条とする。別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年度の普通交付税について適用する。

山梨県規則第七十九号

平成十二年度市町村分に係る地方交付金の特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年七月三十一日

山梨県知事 天 野 建

平成十二年度市町村分に係る地方交付金の特例交付金の額の算定に関する規則の一部を改正する規則

平成十二年度市町村分に係る地方交付金の特例交付金の額の算定に関する規則(平成十一年山梨県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十三年度市町村分に係る地方交付金の特例交付金の額の算定に関する規則

本則算式中「0.998864899」を「0.998538874」に改め、本則算式の符号A中「平成11年3月1日から平成12年2月29日まで」を「平成12年3月1日から平成13年2月28日まで」に改め、本則算式の符号B中「0.9933」を「0.9888」に、「1.0035」を「1.0024」に改め、本則算式の符号Bのb中「平成9年3月1日から平成10年2月28日まで」を「平成10年3月1日から平成11年2月28日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十三年度の地方交付金について適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番